

ら学ぶ、つまり実感ですね。実感したことから興味を持って学ぶ姿勢をつくり出すという意味で、生活科というものが置かれたと思うのですが、これは、先ほど言いました自己教育力の育成という意味において、甚だ結構なことではないかと。大いに、本市においても、体験学習ができるような場についても、今後考えていかなければいけないと思っております。

それから、国際化の問題でありますけれども、これは先ほど言った四番目の文化と伝統の尊重と国際理解の推進ということのあらわれでありますけれども、国際化教育とか国際理解教育とかいろいろな言葉がありますが、英語で言うインターナショナルライズというのは、また、全く別な意味があるようでして、これについては、またもし折がありましたら、私も勉強したいと思っておりますのですけれども、現在の国際情勢の中で国際的な理解、あるいは国際社会に生きる日本人を育成するための手だてを講ずるというのは、当然の時代の要請に応じた教育だと思えます。

なおこの件に関して、君が代の問題はここに入るわけですので、国旗、国歌の問題について、これはちょっときちっとお答えをいたします。

新学習指導要領では、国際化の進展等を考慮し、児童・生徒に国際社会に生きる日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、すべての国の国旗、国歌に対して等しく敬意をあらわす態度を育てる観点から、国旗及び国歌の意義について理解させ、それらを尊重する態度を重視し、指導の充実を図っているというふうに理解しております。我が国においては、国旗、国歌を直接定めた法令はありませんが、日の丸が国旗であり、君が代が国歌であるということは、国民の間で広く定着しており、また、日本政府としても、従来から国会等において、日の丸は国旗、君が代は国歌であると答弁されてきていますし、国際的にも通用し尊重されております。さらに、学習指導要領というものは、国の定める教育課程の大綱的基準であり、いずれの学校におきましても、この基準に従って教育を実施する必要があると考えています。したがって、学習指導要領の趣旨に則して、市内公立小中学校では国旗、国歌を取り扱うべきだと考えております。

次に、御質問の最後、横田基地の問題です。

せんだっての議会で、私が横田カーニバルに行ってみたら、親子連れがたくさん来ていて、子供さんたちが飛行機などを見て、非常に喜んでおったと。あれは、大変体験学習としても素晴らしいことではないかという私の御答弁に対する質問で、現在でもそのように考えておるかということですが、考えております。ただ一面的に、子供は素直な気持ちで見るわけで、軍用機を見たり、日本の戦前の飛行機を見たりして、どう心にそれが写るかということについて、私は一面的な規制をしようとか指導をすべきだということふうに考えておりません。それは、そのとき連れて行った親御さんが、これはこういうものだよというお話をされるでしょうし、ただ、学校が連れて行くような場合には、先生方の考えがそこでは述べられるでしょうけれども、いずれにしても、やはり、観念とか認識だけが先走って、自分の体験から、実感したもののから、物を考え出さないという、そういうことはどうも最近のように情報過多、しかも情報がテレビのような目から入るもの、画面から入るもの。それから、新聞その他雑誌等の文字から入るもの。そういう情報過多の中であって、どうも自分の内面から出てくるものから考えずに、そういう情報から物を考えるという面があるのではないかと。そういう点では、私は何を見ても、やはり、子供が自然に心から沸き上がるものをもとにして、物を考え出すということは、非常に大切なことで、その中の一つとして、私は飛行機を見ても、それは体験学習になるのであるろうと、こういう意味で申し上げたのでありまして、軍用機を見るのが、体験学習として、そのみがかすばらしいという意味ではございません。

以上、少し長くなり、また整理のつかない答弁になりましたが、お許しをいただきまして、終わりたいと思います。(拍手)

○市民部長(岩崎好亮君) まず、正月三が日の航空機の回数でございしますが、一日が十回でございまして、昨年が二十三回ですので、十三回の減でございします。次に二日でございしますが、四十回でございまして、昨年が三十三回で、七回の増でございします。それから、三日でございしますが、三十九回でございまして、昨年が二十五回でございしますので、十四回の増ということになります。三が日ですと、合計で八十九回で、昨年が八十一回でございしますので、八回の増ということになります。続きまして、昨年十二月から二月期の離着陸数についての御質問でございします。

昨年の十二月でございますが、飛行総数は千五百五十一回で、前年が千四百四十六回でございますので、百五回の増でございます。一日平均飛行回数ですが、五十回で、前年が四十六・六回で、三・四回の増でございます。昼間でございますが、午前七時から十九時でございます。千七百七十四回で、前年が千八百八十一回でございますので、七回の減でございます。それから、夕刻でございます。十九時から二十二時の間でございます。今年が三百十九回、前年が二百三回でございますので、百十六回の増です。夜間でございますが、二十二時から午前七時までの間です。今年が五十八回、前年が六十二回でございますので、マイナスの四回です。次に、最高飛行日及び回数でございます。十二月二十八日が百八十一回です。昨年は十二月二十二日で百三十四回でございます。四十七回の増です。それから、最高のホーンでございますが、十二月十八日で百十四ホーン、昨年は十二月十四日で、やはり百十四ホーンで、同じでございます。

次に一月でございますが、飛行総数が二千二百三十回。前年が千八百三十八回、三百九十二回の増でございます。一日平均飛行回数、七十一・九回、前年は五十九・三回、十二・六回の増でございます。昼間でございますが、今年が千八百十五回、前年が千四百九十九回、三百十六回の増です。夕刻ですが、三百四十五回、前年が二百十九回、百二十六回の増でございます。夜間ですが、七十回、前年が百二十回で、マイナスの五十回です。最高飛行日及び回数ですが、一月三十日、百六十三回、前年が一月十九日で百九十二回、マイナスの二十九回です。騒音最高日及びホーンですが、一月の四日、百十五ホーン、昨年が一月の十九日で百十二ホーン、三ホーンの増でございます。

次に二月でございますが、飛行総数が千三百回、前年が千四百二十三回、マイナスの百二十三回です。一日平均飛行回数、四十六・四回、前年が五十・八回、マイナスの四・四回です。昼間ですが、千三十七回、前年が千五十回、マイナスの十三回です。夕刻ですが、二百六回、前年が二百七十八回、マイナスの七十二回です。夜間ですが、五十七回、前年が九十五回、マイナスの三十八回です。最高飛行日及び回数ですが、二月の七日、百三回、前年が二月の十三日で百二十五回、マイナスの二十二回でございます。騒音最高日及びホーンですが、二月の二十一日、百十三ホーン、前年が二月の十五日、百十二ホーン、一

ホーンの増です。以上です。

○議長（仲村清信君） 一時まで休憩いたします。

午前十一時五十三分 休憩

午後 一時 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○十三番（遠藤洋一君） 自席から再質問をします。

まず第一番目の横田基地についてのことです。

特に、横田基地の一番目の問題にしましては、横田基地の現況ということに関して質問をしたわけですから、市長の方からは、るる今回の米軍の削減に関する問題などについての新聞でのさまざまな評価。一つは、削減の問題もありますけれども、現実には、米軍の極東戦略の根拠地としては、必要不可欠なものではないかという認識まで含めて、いろいろな認識があるというふうに、あるいは分析があるというふうに思っているのです。そのことからいっても、市長の答弁の中にもありましたとおり、あるいはその第二期の基本構想の中にもあるとおり、基地がない場合の問題に関して別に定めるだと、別に考えるんだということを言っている。それは、まさに、別に定めるあるいは別に検討するということが、非常に重要になってきているのではないかと思うわけです。そういう意味からいいますと、ぜひ、この別に定めるといったことに関しましては、今回の情勢の変化に応じて素早い対応が必要ではないかというふうに思うわけですけれども、基地のない、基地のない福生を考えるようなマスタープランのような考え方はないのかと。あるいはそれを早急につくる必要があると思えますけれども、どのように考えているかということ、を、まず伺っておきたいと思っています。

それから、第二番目の正月三が日の飛行の問題ですけれども、これでは、例えば一月二日、四十回。そうしますと、今までの飛行データなど見ますと、例えば八九年の十二月の状況ですと、一日平均五十回です。例えばことし九〇年の二月でも四十六回で、そんなに平均的なところと変わっていないのではないか

という気がするのです。そういうことからいいますと、二日の日が、割と飛行量が多いというのは、御承知のことと思うけれども、一月二日がアメリカ軍の御用始め、御用始めというのは変ですが、御用始めはまずです。ただ、クリスマスから休暇をとっているかと思いきや、八九年の十二月の二十八日、暮れも押し詰まってから百八十一回などという、大変たくさんさんの飛行機が飛んでいるわけですが、こうした中からいえば、三が日の飛行停止に関しては、市長はどのように評価をなさっているかということをお伺いしたいと思います。

私の評価とすれば、一月二日から四十回も飛んで、できればこれについては、市民部長の方から、この一月二日に関しては、昼夜の別のデータをいただきたいと思っているのですけれども、実際に、昼、夜間、夜中、どのように飛んだかということの後で答え願いたいと思いますが、こうしたことからいいますと、私はこの三が日の飛行停止に関しては、余り効果がなかったのではないかと考えていますけれども、その評価を伺いたいと思います。

同時に、この三が日の飛行についての申し入れは、通常ですと五市二町ですか、というような形で、E2Cなどの申し入れなんかするわけですが、今後、どのような形で申し入れをしていくのか。今回、そういった形でしたのか。福生市が単独であったのかということもあわせて伺っておきたいと思っています。

僕らの調査では、この日の一月一日、二日、三日の飛行というのは、リサイクルセンターで、要するに七十五ホーンが出て、それが三秒以上ですか、そういう形で計測されていくのですけれども、北の方に飛んだ、つまり瑞穂の方に飛んだ例が非常に多いものですから、実際に福生の方に出てくるデータはこの程度ですけれども、實際上、市民の騒音の感覚からいえば、もっともったところがあるわけです。そういうことからいいますと、福生ばかりではなくて、二市五町のような形でやるのが望ましいと思いますけれども、そのところは、どのようにお考えになっているかを伺っていききたいと思います。

それから次が、騒音測定資料の公開の問題を伺っていききたいと思います。

市長の答弁では、議会で答弁はしているのだと。だから、よろしいということですね。あるいは、事務

報告の中で報告をしているからいいではないかというふうに聞こえるわけですが、ではあれですか、例えば、僕とか大森議員が質問しなければ、これは出ないわけですね。そんなおかしいことはないわけで、つまり、出ているのは質問をしているからいいんだらうということであれば、「質問をあなたはしなさい」と、私に言っているのかもしれないけれども、こうしたものではない形での公開をどのように考えているかということをお伺いしているわけです。議会で答弁しているのは、これは、答弁する必要があるからしているのであって、それは市民の皆さんの要望であるからというふうに思わないのです。それで、今現実に議会出ているようなことぐらいであれば、広報に載せることも簡単だし、もしも、飛行機の騒音そのものが、市民の皆さんにとって迷惑だということであれば、こういった騒音が現実にあるのだということを、毎月示すようなことは可能ではないかと思えます。先ほどの答弁では、要するに、国に対する要請の資料として活用するために置いたのだけれども、議会ごとに答弁している。あるいは事務報告に書いているからいいではないかと。でも、事務報告を見る努力をする市民はとて少ないと思います。それからいえば、公開的なものではない。それで、今現実にもう、あるいは僕が議員になってから十一年間このことを聞いているわけですから、そろそろ表になったものが出てきても構わないと思うし、今月はこんなに飛んだということをも市民の皆さんと行政が共有することは大事だと思います。そういった意味から、この測定資料の公開はどう思うのか。

それからもう一つは、例えば議員に議会で答弁をしたり、事務報告に書いているぐらいですから、例えば、市民の皆さんが窓口に来て問い合わせたらどう答えているのか。これは現実には、御存じないかもしれないけど、全部門前払いです。その資料は出さない。聞かせないと言っているわけです。こうしたことについては、どのように思うか。

それから、そのことの中身から言うと、横田基地の公害訴訟の皆さんも基地のデータについて、福生市に問い合わせたことあるわけですが、だめだったのです。それで、横田基地の公害訴訟に関しては、前の助役さんが、非常に名答弁をなさいまして、実際の八王子地裁あるいは東京高裁で国が被害を与えたということを経験所が認めたときに、「最高裁までいかないと結果はわからない」と答弁しているのです。

無実の刑事被告人が頑張っている話ではなくて、現実には、行政の中で出たひずみなんかに関して、こういう答弁をしている福生市の態度なのですけれども、現実には、その中で、苦勞をして裁判なさっている方たちに対して、こうした資料の公開というのは当然だと思いますけれども、どうしてそういうことをなさらないのかを、もう一回伺いたいと思います。

それから、チームスピリット⁹⁰に関してですけれども、現実には、この答弁は毎回いただいているのですけれども、外国同士の訓練です。しかし、僕が何回も言っているのは、外国同士の訓練を外国でやっているならば、我々は何にも言うことはないのだと。実際、私たちの住んでいるまちの三分の一の基地の中でやっているから、これは問題なのだろうと言っているわけで、行政としては、中止要請をすべきでないと考えていらっしゃるかもしれないけれども、では、横田を使うなどということは言えませんか。例えば、百歩譲ったとしてもね、ここを中継されては困るのだと。なぜならば、私は行政の長であり、この最も近くあるいはまちの中にある基地で、そういうことの中継が行われたら困るのだと。中止要請、つまり、米韓合同演習そのものの中止要請というのは難しいかもしれませんが、さっき言ったような理由で。では、ここを使わないでくれという要請はできますか。そういうことを伺っておきたいと思っています。

それから次は、事故についてですけれども、エアマンというから、割と兵隊でもあんまり位の高くないというか、現場にいる兵士だと思えますけれども、一人が病院に運ばれたらしいのです。現実には、何でもなかったということ、非常に事故としては、大きくならなかったのですが、熊川の皆さんなんかで、煙が上がったのを見ているのです。それで、心配なさせて、僕のところへも電話があつて、このことを知って、防衛施設庁に問い合わせたり、新聞社に問い合わせをしたり、あるいは市の方に問い合わせをして、中身がわかったのですけれども、今回は事なきを得たわけですが、やはり、あそここの基地が燃料タンクでタンクローリーで川崎の方から燃料を運ぶ限りは、こういった事故が起こる可能性がいつでもあると思っています。今度のことは、幸い小さな事故でしたけれども、これが、例えば基地の外にまで及ぶような大きな事故が起こったときには、どういう対応をなさるといふうに、市の方では考えていらっしゃるかということをお伺いしたいと思います。

それから次に、十二月と二月期の離着陸数については、よくわかりました。結構減っていると思っているけれども、一月段階などでは、大変にふえているし、十二月もふえていますね。こういったことが、やはり、市民の皆さんにもっとよくわかるような形で、ぜひお願いをしたいと思っています。これはここからです。

それから二番目に、市民会館の右翼の事件についてなのですが、これが十二月の二十二日に起こりまして、このことでは、新聞などでも大変たくさんいろいろな報道があつて、現実には、僕らの主催者の方がとても心配をしたのは、こういう不祥事があつたから、もうこういう写真展は中止をしてくれというようなことを、市側や教育委員会の方から言ってくるのではないかと思つて、心配をしたのですが、決してそうではなくて、最後の二日間、きちんとした形で市民の皆さんの権利を守っていたら、それで展示会をさせていただいた。それから、教育長さんも、それから市の市長さんの方も毅然たる態度をとっていたいただいたことを、僕は非常に評価をしたいと思っています。そういう中で、市民の権利というのは守られていくし、それから、憲法で保障された表現の自由。それは、例えば今度の戦争責任を問う人たちにもあるかもしれないし、乱入をしてきた人たちにも同じように表現の自由はあるわけですから、その人たちがそういうような催し物をしたといつても、当然お貸しすると思ひますし、そのことを、つまり暴力的に封殺をしたりすることが、やはり大問題なのであつて、そこに対して、行政は日本国憲法の名のもとに、表現の自由や市民の権利ということを守つていただきたいというふうに思ひます。

そこで、僕は伺っておきたいと思ひているのですけれども、市長は一月十八日に起きた長崎、本島市長さんへの襲撃について、どのようにお考えになつておられるかをぜひ伺っておきたいと思ひます。週刊誌などには、こうした催し物をした立川にある右翼団体の名前で福生市の市長はけしからんというような記事が出たりなんかして、大変に御心配のことと思ひますけれども、そうしたものに對しても、やはり、屈することなくしていただきたいと思ひているものですから、ぜひ本島市長についての考え方、そういったものを伺っていききたいと思ひますし、同時に、これから右翼に對する、あるいは暴力に對する言論封殺に對しては、毅然とした態度を取り続けていただきたい。このように思ひます。

市民会館への右翼の問題に関しては、実際に、市民会館という言い方が、必ずしも適切ではないのでして、公民館の中で行われたこと。それから、夜の暴力事件、投石事件に関しては、市民会館に対して行われた。大変なとばかりを受けているわけですが、このことに関しては、その後の新聞報道によれば、右翼団体が抗議に来たのだというような新聞記事があるわけですが、一体どのような形でその右翼団体が福生市に対して、抗議などということにきたのかということについて、少し伺っておきたいというふうに思っています。

私は、抗議すべきは福生市であって、抗議をされるゆえんなどはないのだというふうに思っていますけれども、いろいろな考え方があるでしょうから、福生に対して何らかの形で抗議をするのだというようなことで、その折に、これは、例えば公民館のやったことであって、公民館団体がやった公民館の中でのことであって、市民の権利としては守るべきものだから、抗議を受ける覚えはないのだというようなことを、ちゃんと右翼の人に対しておっしゃったかどうかということも含めて、お伺いをしていきたいというふうに思っています。

それからもう一つは、これは教育委員会に伺わなければならないのですが、当日、私もその場にいたのですけれども、一月二十二日の段階で、十人を超す福生署の方が私服でおいでになりました、中で、ずっと待機をなさっていたわけです。それから、外にはパトロールカーが走っておりまして、それから、体育館の外庭にも警察の方が配置をされていたのです。それで、市民会館の外側にも配置をされていたのです。これは、福島菊次郎さんの写真展に対して、それまでも幾つかの妨害がありました、例えば、昨年の九月には、栃木県の小山の文化センターでは、反対する右翼の方が銃弾を打ち込むとかということがありましたし、それから、十二月の頭の方では、中野の文化センターでも右翼の方が来たり、それから、国分寺では、会場の中まで戦闘服で入って来られまして、写真をさんざん撮って、写真そのものはご覧になった方も大変多いと思いますけれども、ごくごく普通の総合雑誌に載っているような、いわゆる社会派のカメラマンの撮った写真ですから、何とか普通ごくごくありふれたという社会派の写真なのです。例えば、原爆の被害者の方の写真だとか、それから戦争に行った方たちの写真なんかも多いですし、非常に

ショッキングではありませんけれども、それそのものが刺激的なわけではなかったわけ、来た戦闘服姿の右翼の方も全部いったん写真を見ましてから、「これだけか」とか言いました、「もっと隠してあるのだろ」とか言いながら帰っていったのですけれども、次の日に、写真展の写真をまた撮りにきて行ったらいいのですが、今回の来た二人の中で、消火液をぶちまけたり、発煙筒をたいた右翼の方も、中で感想文を書いておられるのです。その感想文には、きょうこピー、その方の個人のものですから持って来なかつたのですが、いい写真展であるというふうに書いているのです。それから、戦争には、自分も反対だということを書いております、ただ、写真の置き方が偏っているのではないかとかということを書いてい

るのです。

それで、二人の方は五十分間も中で見ておりまして、なおかつ、熱心に写真集もずっと手にとりながら読んでいて、それで感想文も書いて、あげくの果てに壊していくという摩訶不思議なことをやっていったのですけれども、そういう意味からいいますと、ごくごく普通の写真にもかかわらず、例えば戦争責任という言葉に刺激をされたと思えますけれども、いろいろな方たちが来て邪魔をしていくわけです。それで、この日も警備の方がおいでになったのです。これは、教育委員会の方で福生署の方をお願いをした形になっているかどうかということを、ちょっと経過を伺いたいと思っています。

それで、こういったことの警備というのは、対右翼、それからいろいろなことがあるでしょうけれども、一月の二十日に、僕たちは市民会館の中で小ホールを使った集会がありました、その折、午後に出てきましたら、同じ大ホールで国会議員の方の演説会みたいなのが行われていました、そのときに、いつも入ってはいけないというふうに言われている中庭、市民会館の前どころまでずっと黒塗りの車が並びまして、なおかつ、その下についている福生公園というふうに言っていますけれども、公衆トイレのあるレンガを敷いた一角があります。そこまで四十台ほどの車が入っています、二つの面で、一つの面から言いますと、今まで、駐車場問題等々で、駐車場が足りないもので、いろいろな経過がありながら、また、臨時の駐車場をつくっていたと。その方は入っていないにもかかわらず、こちらの市民会館の前庭までたくさん

入っていたのは、これは警備の都合なのかなとも思ったりなんかしまして、そこのも、ちょっと伺っておこうかなというふうに思っています。

そういうことからいまして、今の市長さんの考え方、それから同時に、これからもこういったいろいろな催し物があるでしょうけれども、さっき教育長の答弁の中では、中身を聞いて遺漏のないようにするのだと言いましたけれども、現実には、どのような形の催し物であっても、きちんとした形で、市民の催し物であれば、やらせるというのはおかしいですけれども、貸し出すという態度がほしいと思っていますけれども、そこに関しての考え方を、もう一回教育長の方に伺いたいと思います。

それから、新指導要領については、さっき長々とやりとりがありました、非常に、僕としても、教育長の考え方がよくわかって勉強になりました。ただ、幾つかの点をもう少し質問をしていきたいと思っています。形ですけれども、まず、僕は今回は、前回のゆとり、あるいは昔のような形から比べると、こういった形の指導要領なのだろうというところで、一口では言えないということをおっしゃって、僕も今回、非常に多岐にわたっているなという気はするのですが、幾つか、やはり質問をしていきたいと思っています。

その一つは、一番最初にお答え願いました選択制の問題なのです。これから先は、教育長さんのお考え方というよりも、現実的に福生の教育行政の中で、この新しい指導要領を本当にやることができるのかどうかということ、ちょっと具体的に話をしていきたいと思っています。ですので、科目選択の話が出てきました。特に中学校の問題が出てくるわけです。現行の方式は、議員の皆さんも御承知だと思いますけれども、四方式といえますよね。四教科で選択をしていく。つまり、四時間、選択時間に幅があるわけです。その中で、英語を選んだり、それから、ほかの芸術科目を選んだりすることになるわけで、それは、それぞれ今の現行の形では、割とそれなりに運用されていると思っています。

今度、現実には、選択科目の問題になりますと、たしか今度は九科目選択になるはずなのです。それで、今までありました英語、数学とか、そういったものの中の九つの科目、だから、今持っている科目としては、全部の科目が選択制になって、それぞれ一時間選びなさいということになっていくわけです。そうしますと、今現実には、中学校が教育時間で持っている時間数というのは、多分千時間を少し超す時間だろう

と思っています。そのうちの二百八十時間というのが、選択科の時間になってくるわけです。そうしますと、この指導要領を研究している人たちにとっての非常な心配や、あるいは僕なんかの今回の指導要領に関して、もしもこの福生で運用していくことになる、いろいろな矛盾が起こってくる、今までの二百八十時間の選択になっていくという形になりますと、例えば、九科目でそこに集まっている生徒の皆さんが全部同じような選択をしていく。つまり、まんべんなく選択をしていくと、たぶん今のままの学校やなんかの設備で間に合はずです。ところが、百人なら百人の生徒さん、今、四十人に近いクラスです。百だと二クラスにはならない、三クラスになるのかな。やりにくいから九十人にしましょうか。九十人の生徒さんたちが、つまり四十五人、二クラスの生徒さんたちが、均等に選択をする場合には、今の教員配置の体制で間に合うわけです。ところが、一科目集中をしたらどうなるか。例えば、九十人の生徒さんが全員、例えば一つの科目、この場合、英語にしましょうか。英語を全部とったとしますよね。そうすると、今の教員配置では当然間に合なくなってしまうということがあると思います。そういった具体的な教育の行政上の問題については、教育長はどのように考えているのかということをお伺いしたいのです。

その中で、やはり今回の指導要領について、一番心配をしている点は、さっきの選択科目が、あたかも広がったように見えるけれども、実は、選択をしにくい状態がもっとふえるのではないかということなのです。例えば、受験に強い子だったとすれば、「おまえさんは、受験をするのだから、例えば数学とか国語とか社会とかを選択しなさい」と。つまり、受験にしやすい科目を。それで、芸術科目とか、あるいは体育科目みたいなものに関しては、「おまえさん、これ選ばなくてもいいのだよ」と。それから、「どうせおまえさんは受験に行ってもだめだから、その子たちはそういうものではなくて、こっちを選びなさいよ」というふうに先生は言わないでしょう。しかし、現実には、例えば今行われている形態もそうですけれども、四科目選択制の場合でもそうですけれども、希望をとりますよね。そうすると、第一希望から第三希望までとるから、あたかも、子供は希望のところにやっているような感じだけれども、現実には、選べ

ない子はたくさん出てくるわけです。そのところが、さっき教育長が、割と肯定的であるところの習熟度の問題とは全く別に、進路の問題とは全く別に、そこでの振り分けが行われていくのではないかということ、父母や、あるいは保護者の皆さんや現場の教員たちは心配しているわけです。

そのところの現実的な今回の運用の矛盾については、福生ではどのように考えているのか。どのように解決しようとしているのか。あるいは解決不可能なのか。不可能であれば、つまり、新指導要領でやるわけにいかないわけです。そのところについては、ちょっと具体的に伺っておかないと、ちょっとそれまでの、つまり、例えばさっき教育長のおっしゃったような、割と、子供たちの進路によって教育をすることが、あたかも子供の進路に合わせることがいいのかもしれないという話があったけれども、そうではない、その前の段階のときには、一体どうなってしまうのかということについては、ちょっと伺っておかないといけないというふうに思っています。

それから、もう二つ目の方は、今のは選択科目の問題で、具体的な教育行政の問題にどうはね返るかということの問題なのです。そのことが、今現実には、例えば福生なんかでの非行の問題とかと結びつくことはないのかという心配が、やはり父母の皆さんにあるわけで、こうやって「どうせおれは数学なんか選べねえよ」と。選べないというのは、科目はあるのですよ、ちゃんと。もちろん、一時間、二時間、三時間とあるのですよ。それは、選択科目の中です。そのことが、現実的には差別や選別の道につながるのではないかというような懸念があるわけで、そこに対しては、教育長さんはどういうふうに考えていくのだと。今度の指導要領の中で、登校拒否の問題や非行の問題なんかというのは助長されるのではないかという考え方に對しては、そうではないのだという考え方を持っていられっしやると思います。そこは、どのように考えていられっしやるかということ、もう少し伺っておきたいと思っています。

それから、次はさっきの社会科の問題なのです。社会科の問題に関しては、今までの形から少し変化をしていくのだということがあって、ざっと言えば、社会科の指導要領の問題はあるけれども、しかし、おっしゃっていることは、つまり、指導の中身の問題ということ、まずおっしゃっています。それは、なるほど今までずっと教鞭をとっておられた率直な御感想だと思っています。しかし、指導の中身の問題だとい

うことに関しては、しかし、同時に文部省なり国なりが非常に厳しい立場をとっています。例えば、伝習館の裁判の結果は御承知だと思えますけれども、あそここの問題の一つは、教科書を使わないという問題が一つありました。しかし、同時に中身のことがずっと言われていました。それは、まさに一人一人の教員が一人一人の教育の場、つまり教室で行っている中身まで、中身の思想の問題まで問うているわけです。これは、つまりそういうような振り幅はあり得るというふうに、教育長さんは考えていると思っていのかどうか。つまり、教科書の指導要領の問題ではないのだと。中身なのだ。中身からいえば、そういう拘束はないのだと。

例え、楠木正成が出ようが、新田義貞が出ようが、足利尊氏が出ようが、みんなこれはかつての天皇にいい子いい子された人ばかりです。そういう人たちのストーリーはおもしろいに決まっています。つまり、歴史というのは、つまり、照明の当たった人がおもしろいに決まっています。そのほかにいた、例えば、新田義貞にくっついてた何千人の家来の話は、だれも知らないわけです。そんな人には、決して何とか文庫の光は当たらないわけで、立川文庫の光の当たった人はおもしろい人が歴史の光が当たっていて、たくさんの方がいて、おもしろくない人の歴史なんかないようなものであって、それからいけば、僕はさっきおっしゃった人物が出てくれば、歴史が生き生きするということは、逆に言うと、そういった歴史を持っていく中で、戦前の教育が行われた反省で、むしろ、特定の人物ではないような形で行われたのが、戦後の社会科、歴史の教科書ではないかと思えます。そこは、おっしゃっているような歴史の人物があれば、生き生きしておもしろいということ、幾つか矛盾する点が出てくると思いますけれども、そのところについては、なおかつ、東郷という人でもいいのかということになりますよね。そこまですんなり全部肯定していくと、では、どんな軍人でも構わないのかということになってくるわけですけれども、そこは、今の歴史の教材のあり方みたいなことについては、もう少し伺っておきたいと思っています。

つまり、大事なことは、指導の中身ということだけで、解決していいのか。であれば、実際に商品のごとく並んでいる人物像から離れる形、教科書から離れる形でも構わないというふうに考えていられっしやる

のかどうかというのを伺っておきたいわけです。

それから、生活科の問題で、そこは少し議論がすれ違ったところですが、今、生活科についての問題をしているのは、例えば今度の指導要領を見ていく中で、読み方の違いはあるかもしれないけれども、例えば、心の教育とか、それから道徳教育というようなことが重視されていることが問題ではないかというような観点があるわけです。それから、子供たちをどうやって自由に育てていくかということからいえば、科学的であったり、客観的なとらえ方というのが、少し軽視されているのではないかと思います。心配なわけですから、そのところについては、まるっきりそこは、とにかく自己学習の表現としては、非常に結構であるという形については、今の面からはどうなんだと。つまり、子供の客観的なものや科学的なものについての考え方、未発達の子供の成長の問題についてはどうするかということについて、もう少し伺いたい。

余り時間がないのです。済みません。

それから、国際化の問題については、特に今のどうも国際的だということの、国際化ということの反面が、いつも国粹化だという話は、最初にしたわけですが、そこが、裏腹になってくるのではないかと、こういうふうに思っています。その中で、突然すごい勢いで日の丸、君が代の問題をだあつと、こうおっしゃったわけで、その中で、教育長のお話の中にもあるとおり、確かに法令化されているものではないのです。それは、君が代なり日の丸なりの生い立ちといいますか、生まれ方からいっても、詳しくは言いませんけれども、非常に不完全なものですし、どっかの段階で日の丸や君が代が変えられるべきだったところを、今までぐずぐず来ていることに、全体の問題があるのだと僕は思います。僕は、もう国の旗は桜でも十分だしと思っているのですけれども、そういう意味からいいますと、こここのところに関しては、考え方が、やはり相当すれ違うところだと思います。

ただ、ここだけは言えるのですが、では、教育長は子供には、押しつけという言い方は失礼かもしれないけれども、子供には、日の丸や君が代を教え込むことができたとしても、では、大人にはそんなことはできないだろうと思いませんか。つまり、今、日の丸や君が代に関する、特に君が代に関するところからい

えば、評価は分かれるわけですから、それは、子供のうちからそのことを教え込むことが、いいのかどうなのかということに関しては、やはりきちんとした見解を伺っておきたいというふうに思っています。

それから、最後に伺った体験学習のことでの基地の問題に関しては、相当やはり、僕は幾つかのすれ違いというか、もう譲らない点があるのだと思うのですけれども、一つ目には、このまちが基地に依存をしている。あるいは、基地がいつも近くにあるということ、非常に密接に関係していると思います。もうあそこは四十五年、五十年以上、基地としてあるわけで、福生の長い千年も、それからもとの歴史からいえば、非常に短い時間とはいいいながら、今、現実に生きている私たちにとっては、非常に身近な存在であることは間違いないけれども、しかし、そこで、あえてそのことに対する賞賛をするような評価をすべきなのかどうかということ、やはり僕は、ここは答弁がもうすれ違っているから要らないと思います。すけれども、軍用機と見るからいけないのだと。つまり、飛行機と見るべきだということもおっしゃっているかもしれないけれども、しかし、現実にあそこに軍としてあって、それが、つまり、朝鮮戦争やベトナム戦争のときに、人を殺しに行っているような基地なんだというようなことを。では、例えば、子供たちの一般的な認識として、学校教育の中の郷土教育の中で、しっかりと押さえているようなことをなさっていますか。

つまり、そこは非常に僕は重要だと思っています。そのことが、つまり、郷土教育の問題として、基地のあり方をどのように、それでは、今実際に、教育の中で、郷土教育の問題として小学校三年からやりますが、教えているのかということ、ちょっと伺っておきたいというふうに思っています。

それから最後に、資源再利用の問題ですけれども、伺ったとおりのことだと思えます。それで、僕は、もうできるだけ早急に、きょうの朝日新聞の報道では、とっても安くなっているのです。ゼロックスという会社の名前が出ていますけれども、これは、A四版一枚当たり一円八十銭と、ほとんど同じ価格になりました。こういうことからいえば、やはり、行政が率先してやってくださるのが、一番進む道だと思います。それで、これから予算が始まりますから、福生市がどれぐらいこういう資源の再利用に、実際、予算をかけているかなということを聞いていかなければいけないわけですが、今回の一般質問の中で

は、こうした古紙や再生、資源再利用に関してどのような形で、行政はやっているぞ、あるいはやるぞという形を、市民の皆さんにお知らせをしていくのかというようなところを、ぜひ伺いたいと思います。以上が再質問です。

○市長（石川彌八郎君） 遠藤議員さんから、十数点の再質問があったわけですが、私が御指名をいただいたと申しますか、三点ぐらいではないかと思えます。

一つは、基本構想に関しての話でございまして、基地なかりせばということ。それからもう一つは、チームスピリットの横田基地を云々という話と、あとは長崎市長の件を、簡単に御答弁させていただきたいと思えます。

結局、先ほども申し上げましたように、横田基地があるという前提で基本構想はつくられました。これは、当然のことであるというふうに思っているわけでございまして、しかし、確かに、ここ半年間の世界情勢というものは、大変に大きな変革をなしたということも事実であるわけでございまして。したがって、現在、私も、この基本構想に当然基づいていくわけですが、それに対して迅速に、積極果敢に、その問題について、そして、もし仮に大変な変化でもあったときには、それに対して迅速に、積極果敢に、その問題について取り組むと。こういうふうなことでございまして、目下のところは、そういった意味では、今、マスタープランというふうな話が出ましたけれども、目下のところは、まだそういう段階ではないというふうに、こういうふうな思っているところであります。

それから、チームスピリットの件でありますけれども、これは横田飛行場を使わないでくれという話でございまして、なかなか、これは困難なことではないかと思えます。ただ、問題は、そのことによって騒音が出たり、あるいは安全が保たれないといったようなことがあってはいけません。こういったようなことに関しましては、横田基地に申し込みを当然いたすと、こういうことになるかと思えます。

それから、あとは長崎市長の件でございまして、これはともかく言論の自由というのは、これは人間にとって、社会にとって最も大切なことでございまして、この言論の自由というものを暴力によって封じ込めるということは、まさにこれは言語道断なことではございまして、はなはだ遺憾なことであるとい

うふうに思っております。やはり、そういったような意味においては、何といたしましても、この言論の自由というものは、大いにもっともっととたびとび、そして、暴力は憎まなければいけないと、こんなふう

に思っているところでございまして、以上でございまして、

○助役（浅見裕康君） 私の方からは、横田基地についての三番目の騒音測定資料の公開についてと、それ

から、基地内での事故について補足答弁をします。

まず、騒音測定資料の公開でございまして、ただいま御指摘をちょうだいしましたように、まさに御質問に答えているということが実態でございまして。常に、議場においてはそういったことで、御質問において御答弁申し上げていることもございまして、今後、十分そういうものを踏まえまして、内部で調整しまして、結論を出していきたいと、かように考えていますので、よろしく願います。

それから、基地内での事故の關係でございまして、今、御指摘のございましたように、事故の発生によりまして、市民の皆様様の心配やら不安、こういったものが市民生活に大きな影響をもたらすということも、御指摘のとおりだと思います。そういった点で、そういう一つの事故の規模等にもよりまして、いろいろ影響があるであろうというふうな判断に立った場合には、現在でございます防災無線の活用等、いろいろな手段を講じまして、速やかに事実をお知らせすると。そして、一刻も早く市民の不安等、こういったものを取り除くというふうなことが、市としての義務であろうかと、こういうように受けとめております。したがって、そういうものについては、そういう一つの不安、心配、こういうものを取り除くような方法で取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○市民部長（岩崎好亮君） 二日の件でございまして、飛んでいる時間を教えてもらいたいというよう

なことでございまして、

四十回でございまして、昼間が三十五回、夕が二回、それから、夜が三回と、こういうことになりました

て、合計で四十回です。以上です。

○総務部長（森田 進君） 自席からお許しをいただきましたしまして、基地問題と、それから最後の資源再利用の

問題に対する質問に御答弁申し上げます。

基地問題の中で、正月三が日の飛行に対する評価という問題と、もう一つ停止要請は単独でやったのか、あるいは共同でやったのかと、そういうふうな御質問でございますが、まず、正月三が日の飛行に対する評価というふうなことでございますが、前年が八十一回、それから、ことに入りまして八十九回、あるいは、その前年については五十一回というふうなデータが残っているわけでございまして、そういう点からしますと、ふえたというふうなことはない、大変遺憾なわけでございます。

先ほど十二月との比較ではほとんど変わっていないと。特に一月の二日については、変わっていないと、そういうふうなことでございますが、また、一月との比較の中では、三が日は三が日なりに減った経過があると、そんなふうなことでございますので、そうした努力については、それはそれなりに評価していいのではないかと、そのように考えております。

それから、飛行停止要請の関係でございますが、これは、昨年の十一月中に行ったわけでございますが、単独で行っております。この飛行停止要請につきましては、これからは、特に福生市だけの問題ではございませんので、できるだけ四市二町、関係する市町で共同して停止要請をしていきたいと、そんなふうなことを考えております。

それから、資源再利用に関連いたしましたして、市民へのアピールという問題でございますが、この点につきましては、御案内のように、今、子供会であるとか、あるいは青少協等が、古紙の回収等に取り組んでいるわけでございますが、なかなか古紙というのがさばけない。そういう問題が一つございます。これは、やはり再生紙が思うようにさばけないと。そういうふうなことになる問題だろうと思っております。市の方で、この再生紙なら再生紙の利用というものについて、ある程度の計画ができましたら、古紙をさばく、あるいはその古紙を回収する、そういうこととの絡みの中で、できるだけ市民にもPRしていく必要があるだろうと、そのように考えております。以上でございます。

○教育長（来住野和也君） 最初に、公民館における右翼の事件についての御質問でありますけれども、その後、おっしゃるようには、新聞記事で御存じかと思えますけれども、右翼団体というよりは、政治団体ということになっておりますけれども、朱光会という団体の方々が市役所の方においてになって、六名の方

が面会されました、私とそれから助役と収入役で対応いたしました。抗議文を持って来られました、あて名は市長、それから私、それから、当時館長でありました公民館長の黒田氏、三名に対して抗議文を出されました。内容は、いわゆる民族愛国主義の立場に立って、天皇制の護持を掲げます団体でありますので、そういう立場からすると、あの写真展は昭和天皇の戦争責任を追及しておると。これは、甚だけしからんと。そういう我々の考えからすれば、けしからんというわけでありまして、そういうものに対して、市が場所を貸した、提供したということに対しての、これは甚だ遺憾なことであるという抗議文でありました。その後については、その団体からは何もありません。

なお、それ以外の公民館関係の駐車問題、その他については、次長の方から答弁させます。

○教育次長（矢崎茂夫君） それでは、当日の警備の関係あるいは何点か駐車の関係等、御答弁申し上げます。

一点目の、当日警察官がいたけれども、教育委員会が要請したのかということでございますけれども、小山市の状況等も情報を得ておりましたので、教育委員会としても、警察の方にお伺いしましたところ、警察の方は、既にそういった情報をキャッチしておりました。したがって、警備をいたしますということでございますので、市の方といたしましても、お願いしますという形で警備がされたということでございます。

それから前後しますけれども、今後、そういった会館の貸し出しについてはどうなのかということでございますけれども、やはり、学習あるいは研修の場であるという施設でございますので、今後も条例等に基づいてある禁止条件以外のものであれば、オープンにお貸しすることと考えております。

それから、国会議員の演説会が行われたときに、大変多くの駐車がされていったということでございます。おっしゃいますように、市営住宅の跡地のところに、地域住民の皆様方の御理解をいただきまして、駐車場を設置させていただいたわけですが、市役所といたしましても、そういった駐車を十二分に活用すべく、常に地図等も作成しまして、利用者についてはお願いしているわけでございますけれども、当日のこの開催事業につきまして、打ち合わせの段階では、十分そういった駐車の整理要請をするともに、